

規 則

埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例施行規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第二十八号

埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例施行規則

被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例施行規則（平成二十五年埼玉県規則第五十号）の全部を改正する。

（被保護者等住居・生活サービス提供事業の開始の届出）

第一条 埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（令和元年埼玉県条例第二十二号。以下「条例」という。）第三十六条第一項及び第二項の規定による届出は、様式第一号の被保護者等住居・生活サービス提供事業開始届により行うものとする。

（被保護者等住居・生活サービス提供事業の変更又は廃止の届出）

第二条 条例第三十六条第三項から第六項までの規定による変更又は廃止の届出は、様式第二号の被保護者等住居・生活サービス提供事業変更（廃止）届により行うものとする。

（身分証明書）

第三条 条例第四十四条第二項の身分を示す証明書の様式は、様式第三号のとおりとする。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

様式第1号（第1条関係）

被保護者等住居・生活サービス提供事業開始届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

届出者 住 所

氏 名 ⑩

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり被保護者等住居・生活サービス提供事業を開始したので(するに当たり)、
埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例第36条第
1項（第2項）の規定により、関係書類を添付の上、届け出ます。

記

1 施設の名称及び所在地

フリガナ			
施設の名称			
施設の所在地	〒 - 建物の名称等		
連絡先	電話番号		FAX番号
	e-mail		

2 事業者の氏名又は名称、住所又は主たる事務所の所在地並びに経歴及び資産状況等

法人等の名称			
住所又は主たる事務所の所在地	〒 - 建物の名称等		
連絡先	電話番号		FAX番号
	e-mail		
届出時における法人等の経歴及び資産状況等	別添1のとおり		
代表者	役職名		氏名

3 定款その他の基本約款

届出時における法人の定款等	別添2のとおり
当該事業の実施を規定している条項	

4 建物その他の設備の規模及び構造

入居定員	名
構造	造 階建 (当該事業として使用する部分 階部分の 全部・一部)
敷地面積	m ²
総床面積	m ² (当該施設に使用する部分 専用 m ² 、共用 m ²)
建築年月日	年 月しゅん工
建物の平面図	別添3のとおり
当該事業に使用する設備の有無(有する設備に☑)	<input type="checkbox"/> 居室(詳細は、別添4のとおり) <input type="checkbox"/> 炊事設備 <input type="checkbox"/> 洗面所 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 洗濯室又は洗濯場 <input type="checkbox"/> 共用室 <input type="checkbox"/> 相談室 <input type="checkbox"/> 食堂 <input type="checkbox"/> その他()
土地及び建物の使用に関する権利	別添5のとおり

5 事業開始の年月日

年 月 日

6 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴

施設の管理者(施設長)	職名 <small>フリガナ</small> 氏名 (経歴は、別添6のとおり)
幹部職員 (施設長とは別に幹部職員を配置する場合のみ記載する。)	職名 <small>フリガナ</small> 氏名 (経歴は、別添6のとおり)

7 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

運営の方針	
処遇に関すること	別添7のとおり
運営規程等	別添8のとおり

添付書類

- 1 別添1-1 届出時における法人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- 2 別添1-2 直近の事業報告及び決算書類
- 3 別添1-3 届出時における役員等名簿
- 4 別添1-4 事業者誓約書
- 5 別添2 届出時における法人の定款等
- 6 別添3 建物の平面図

- 7 別添4 居室面積及び使用料（家賃）一覧
- 8 別添5 登記簿謄本、借地契約書、建物賃貸借契約書等（土地及び建物の権利関係を明らかにすることができる書類）
- 9 別添6 経歴申告書
- 10 別添7 入居者に対する処遇に関する項目
- 11 別添8-1 運営規程
- 12 別添8-2 金銭管理規程（金銭管理を実施する場合のみ）
- 13 別添8-3 事業開始時における契約書（居室利用及びサービス利用）及び重要事項説明書
- 14 別添8-4 金銭管理に係る契約書（金銭管理を実施する場合のみ）
- 15 その他知事が必要と認める書類

様式第2号（第2条関係）

被保護者等住居・生活サービス提供事業変更（廃止）届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

届出者 住 所

氏 名

㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり被保護者等住居・生活サービス提供事業を変更（廃止）^{したい}ので、埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例第36条第^{した}項の規定により、届け出ます。

記

1 変更^{する}事項の変更前後の比較
_{した}

(1) 変 更 前

(2) 変 更 後

2 変更（廃止）^{する}年月日
_{した}

3 変更（廃止）の事由

4 変更（廃止）後の措置

添付書類

変更の場合 理事会等の議事録謄本

廃止の場合 最近の財産目録及び貸借対照表並びに理事会等の議事録謄本

様式第3号（第3条関係）

身 分 証 明 書	
第 号	
次の者は、埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例第44条第1項の規定による立入検査その他事業経営の状況の調査の権限を有する職員であることを証明する。	
写 真	所属・職名 氏 名
年 月 日発行	埼玉県知事 印

（裏面）

埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例
（抜粋）

（報告の徴収及び立入検査等）

第44条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又はその職員に、事業者の事務所その他の施設に立ち入り、施設、帳簿、書類等を検査させ、その他事業経営の状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入検査その他事業経営の状況の調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（表面）